

苫小牧市のぞみコミュニティセンター使用のきまり

1 設置目的

苫小牧のぞみコミュニティセンター（以下「センター」という。）は、地域住民の生活、文化及び教養の向上並びに福祉、健康等の増進を図り、人間性豊かな近隣社会の形成に寄与するため、設置された施設です。

2 開館時間

午前9時00分から午後9時00分まで

3 休館日

- 12月28日から翌年1月3日まで
- 施設の改修等のため使用ができない場合

4 使用時間

- 貸室及び体育館は午前9時00分から午後9時00分まで
- 図書室は午前9時30分から午後5時00分まで（3月30日・31日は点検のため休室します。）
- 小中学生の利用時間は、次のとおりとします。

（小学生）4月1日から9月30日まで	： 午前9時00分から午後6時00分まで
10月1日から3月31日まで	： 午前9時00分から午後5時00分まで
（中学生）4月1日から9月30日まで	： 午前9時00分から午後6時30分まで
10月1日から3月31日まで	： 午前9時00分から午後6時00分まで

ただし、保護者同伴のときは、制限ありません。

5 使用の許可

センターの使用は、あらかじめ許可を受けなければなりません。

- 専用使用（団体・個人使用）の場合
 - 使用室
集会室、講習室、美術工芸室、料理室、和室（すずらん・こまくさ）、会議室、体育館
 - 使用の許可
「使用許可申請書」を、使用予定日の6ヶ月前から使用前までに提出します。ただし、特に認めるときは、この限りではありません。なお、サークル等の定期的な使用にあたっては、取り扱いを別途定めています。
- その他
 - プレイルームは、保護者同伴の就学前の児童が利用できます。

6 使用許可しない場合

次に該当する場合は、使用を許可しません。

- 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれのあるとき。
- センター及びその備付物件等を毀損し、又は滅失するおそれのあるとき。
- 営利を目的とした講習会、学習塾、販売行為その他これに類する行為と認められるとき。
- 政治活動、宗教活動と認められるとき。

- 冠婚葬祭と認められるとき。
- 暴力団員による不当な行為の防止用に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条例第6号に規定する暴力団員の利益になると認められるとき。
- その他センターの管理運営上不適切と認められるとき。

7 使用許可の取り消し、条件の変更、又は使用を停止する場合

- コミュニティセンター条例、又はこれに基づく規則に違反したとき。
- 使用許可の条件に違反したとき。
- 使用許可の申請に不正があったとき。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条例第6号に規定する暴力団員の利益になると認められるとき。
- センターの管理運営上支障があるとき。

8 使用料等

- 使用料を前納しなければなりません。
冬期間（10月15日から翌年の5月15日気象の状況等により変更の場合があり）は、暖房使用料が加算されます。
- 使用料は、特に必要と認められた場合、全部、又は一部を免除します。

9 使用にあたっての留意事項

- 許可を受けた目的外に使用し、又はセンターを使用する権利を他人に貸したり、譲ったりしない。
- 使用時間を厳守する。（準備と後片付けに要する時間は使用許可時間に含まれます。）
- 許可を得ないで使用場所を変更しない。
- 許可を得ないで物品の販売、寄付の募集、その他これらに類する行為をしない。
- あらかじめ指定された場所以外で火気を使用しない。
- 使用後は、備付物件を元に戻し、使用室の清掃、ガス湯沸器等火気に留意し、係員の確認を得る。
- 館内での喫煙はしない。
- アルコール類を飲用しない。
- 指定された場所以外での飲食をしない。
- 料理室に電気炊飯器、ホットプレート等、電気器具を持ち込まない。
- 美術工芸室の電動工具は、指導者がいる場合を除き小中学生は使用しない。

10 その他

- 使用者がセンター及び備付物件等を毀損し、又は滅失したときは損害を賠償していただきます。
- センター駐車場内の交通事故の場合は利用者等の責任とします。
- 当方に瑕疵がない事故の場合は利用者等の責任とします。
- 泥酔者、感染症の罹患者、動物（盲導犬、介助犬を除く）や粗暴な言動等他人の迷惑となるような行為をするなど管理運営上適当ではないと認められる者や係員の指示に従わない者は、入館を拒否し、又は退館を命ずることがあります。